

東電福島原発事故に関する損害賠償請求権に係る広報・相談等の取組

令和 3 年 6 月 3 0 日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

(全体方針)

- ・ 早期の賠償請求を促すため、国と関係機関が連携して、地元自治体に御協力いただきながら広報・相談活動を更に実施し、必要な情報の周知に努める。
- ・ ADRセンターは、東京電力への直接請求をしたことがなくても利用でき、また東京電力と直接対応することなく手続可能であることを引き続き周知。

上記の方針を踏まえて、令和 3 年 2 月から 6 月までに以下の活動を実施。

(1) 早期の請求を促す広報活動

- ① 地元自治体<sup>※1</sup>が発行する広報紙への記事掲載〈文部科学省〉
  - ※1 福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、南相馬市、川内村、楡葉町、川俣町、広野町、田村市。
- ② 関係機関へのポスターの送付・掲示（主な配布先は以下の通り）〈文部科学省〉
  - (i) 地元自治体<sup>※2</sup>
    - ※2 ※1に加え、伊達市、いわき市
  - (ii) 県内自治体、商工会連合会、商工会議所、病院
  - (iii) 生活再建支援拠点<sup>※3</sup>
    - ※3 帰還や生活再建に向けた相談や必要な情報の入手等ができるよう、福島県が全国 26 箇所に設置した相談拠点
  - (iv) 被災 12 市町村に所在する介護施設、福島県内の道の駅、みんぷく（3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会）
  - (v) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）、法テラス、復興庁（福島局）等の関係機関
  - (vi) 47 都道府県弁護士会
  - (vii) 47 都道府県司法書士会（福島県司法書士会と連携）
  - (viii) 東京都内の各区市町村社会福祉協議会（東京都社会福祉協議会と連携）
- ③ 福島県と連携し、復興公営住宅全戸にチラシ送付（約 3,600 部）〈文部科学省〉
- ④ 地元新聞（福島民報・福島民友）へのチラシ折り込み〈文部科学省〉
- ⑤ 政府広報でのラジオ CM の実施〈文部科学省〉

- ⑥ 請求に関する広報手法の調査<文部科学省>
- ⑦ 被災者に向けた情報発信（把握する未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等を含む御案内、地元自治体と連携した情報提供、ホームページの賠償トップページへ消滅時効の考え方を記載、「特別事業計画」への明記等）<東京電力>

（２）被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 <NDF>
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 <東京電力>
- ③ 無料法律相談の実施 <NDF、法テラス<sup>※4</sup>>
- ④ 説明会への調査官の派遣 <ADRセンター>
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート <東京電力>

※4 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施

（３）今後の予定

- 上記（１）（２）の取組について、継続して実施するとともに、地方自治体からの御意見等を踏まえた広報・相談活動を進めていく。

# 原子力損害賠償の請求に係る広報・相談の対応状況

## 1. 多くの人々へ周知

※令和2年1月以降。前回資料からの更新部分は青字。

### (1) 被災12市町村等（チラシ・地元広報紙への記事掲載）

- 令和2年3月からチラシ送付
  - 地元広報紙に継続的に記事掲載  
(チラシ及び広報紙の合計 **約43万部**)
  - 新たにポスター送付 (約2300部)**
- 
- 基本的に**被災12市町村の全ての世帯 (約7万世帯)**へ複数回周知
  - 自治体が把握している**県外**などへの**避難者**へも周知

### (2) 福島県内（地元2紙（福島民報、福島民友）等） ※ (1) を除く

- 令和2年8月～令和3年5月  
福島民報：**約24万部×14回**  
福島民友：**約17万部×12回**
  - 県内の全市町村役場**へチラシ・ポスター送付
- 
- 福島県で**購読世帯数の上位2紙 (県内世帯数の5割以上)**に複数回広告掲載
  - 県内全ての市町村**に周知

### (3) 全国（政府広報（新聞広告、ラジオCM）等）

- 主要5紙全て、ブロック紙（4紙）、地方紙（65紙）に広告掲載
  - 全国のFMラジオ局系列、**全国のAMラジオ局系列**でCMを放送
  - 全都道府県の弁護士会、司法書士会等にポスター配布
- **全ての都道府県**に周知

## 2. きめ細かな個別対応

- (1) 東京電力が未請求者毎の状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等で個々に対応
- (2) NDFが**請求漏れチェックシート**送付・東京電力が問合せ対応
- (3) NDF、ADRセンターによる相談会等の開催・協力(約431回)
- (4) 効果的な広報手法を調査。同調査を参考に広報を行い、その効果を調査する業務を委託予定。
- (5) **病院、介護施設、道の駅等にポスター設置**